

事務連絡
令和6年5月10日

都道府県民生主管部（局）
介護保険主管課（室）
市区町村介護保険主管部局 } 御中

厚生労働省老健局 介護保険計画課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」
の一部訂正について

介護保険制度の円滑な運営につきまして、平素よりご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険事務処理システム変更に係る参考資料については、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」として、令和6年3月28日付け事務連絡にて送付したところですが、その内容の一部について訂正がありますので、別紙のとおり、ご連絡いたします。

つきましては、貴管内市町村等の担当者へ周知するとともに、システム改修の漏れ等が生じることがないように特段のご配慮をよろしくお願いいたします。

本資料につきましては、近日、WAMNETに掲載する予定です。

<照会先> 電話 03-5253-1111（代）

【インタフェース関係】

介護保険計画課 坂井、森下（内線 2162）

【介護予防・日常生活支援総合事業関係】

認知症施策・地域介護推進課 原（内線 3986）

【介護報酬改定関係】

老人保健課 野尻、富田、新井（内線 3942、3961、3960）

令和6年3月28日介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）からの訂正箇所

対象資料1：I介護報酬改定関係資料 資料1 介護報酬の算定構造のイメージ（R6.4.1）

介護報酬の算定構造のイメージ（R6.6.1）

| No. | ページ | 訂正前 | 訂正後 |
|-----|--|---|------------------------|
| 1 | 地域1 I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ） 事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 | 事業所と同一建物の利用者 又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合 | 事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 |

対象資料2：I介護報酬改定関係資料 資料2 介護給付費単位数等サービスコード表

① サービスコード件数（R6.4.1）

| No. | サービス種類 | 訂正前 | 訂正後 |
|-----|-----------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 1 | 21:短期入所生活介護 | コード追加：224 改定後のサービスコード件数：623 | コード追加：524 改定後のサービスコード件数：923 |
| 2 | 24:介護予防短期入所生活介護 | コード追加：91 改定後のサービスコード件数：257 | コード追加：211 改定後のサービスコード件数：377 |
| 3 | 合計 | コード追加：5,191 改定後のサービスコード件数：21,102 | コード追加：5,611 改定後のサービスコード件数：21,522 |

対象資料3：I介護報酬改定関係資料 資料2 介護給付費単位数等サービスコード表

① サービスコード件数（R6.6.1）

| No. | サービス種類 | 訂正前 | 訂正後 |
|-----|-----------------|---|---|
| 1 | 21:短期入所生活介護 | 現行のサービスコード件数：623 改定後のサービスコード件数：635 | 現行のサービスコード件数：923 改定後のサービスコード件数：935 |
| 2 | 24:介護予防短期入所生活介護 | 現行のサービスコード件数：257 改定後のサービスコード件数：269 | 現行のサービスコード件数：377 改定後のサービスコード件数：389 |
| 3 | 合計 | 現行のサービスコード件数：21,102 改定後のサービスコード件数：22,842 | 現行のサービスコード件数：21,522 改定後のサービスコード件数：23,262 |

対象資料4：I介護報酬改定関係資料 資料2 介護給付費単位数等サービスコード表

② 介護サービス（R6.4.1）

介護サービス（R6.6.1）

| サービス種類 | サービスコード | 修正内容 |
|-----------|---|--|
| 21 短期入所生活 | 21-1612 長期単独短期生活 I 1・夜減 ～ 21-1730 長期経併ユ短期生活 5・夜減・未、 21-8611 長期単独短期 I 1・超 ～ 21-8730 長期経併ユ短期 5・夜減・超・未、 21-9611 長期単独短期 I 1・欠 ～ 21-9730 長期経併ユ短期 5・夜減・欠・未 | 連続61日以上短期入所生活介護を行った場合のサービスコードに、「夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合」「定員超過の場合」「介護・看護職員が欠員の場合」をそれぞれ合成したサービスコードを追加。 |

対象資料 5 : I 介護報酬改定関係資料 資料 2 介護給付費単位数等サービスコード表

③ 介護予防サービス (R6. 4. 1)

介護予防サービス (R6. 6. 1)

| サービス種類 | サービスコード | 修正内容 |
|-------------|---|---|
| 24 予防短期入所生活 | 24-1612 長期予単独短期生活 I 1・夜 ~ 24-1658 長期経予併ユ短期生活 2・夜・未、 24-8611 長期予単独短期 I 1・超 ~ 24-8658 長期経予併ユ短期 2・夜・超・未、 24-9611 長期予単独短期 I 1・欠 ~ 24-9658 長期経予併ユ短期 2・夜・欠・未 | 連続 3 1 日以上介護予防短期入所生活介護を行った場合のサービスコードに、「夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合」「定員超過の場合」「介護・看護職員が欠員の場合」をそれぞれ合成したサービスコードを追加。 |

対象資料 6 : I 介護報酬改定関係資料 資料 2 介護給付費単位数等サービスコード表

④ 地域密着型サービス (R6. 4. 1)

地域密着型サービス (R6. 6. 1)

| サービス種類 | サービスコード | 修正内容 |
|--------------|----------------------|--|
| 76 定期巡回・随時対応 | 76-4115 定期巡回同一建物減算 3 | 算定項目を以下のとおり変更。 変更前) 同一敷地内建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合 変更後) 同一敷地内建物の利用者にサービスを行う場合 |

対象資料 7 : I 介護報酬改定関係資料 資料 3 ②

介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点についての一部改正別表 (R6. 4. 1)

介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点についての一部改正別表 (R6. 6. 1)

| No. | ページ | 修正内容 |
|-----|--|---|
| 1 | R6. 4. 1 版 : 別紙 1 - 4 R6. 6. 1 版 : 別紙 1 - 4 - 2 備考 | 備考 1 及び 2 に記載の別紙番号をそれぞれ以下のとおり変更。 ・備考 1 : 別紙 37⇒別紙 51 ・備考 2 : 別紙 38⇒別紙 14-7 |
| 2 | R6. 4. 1 版 : 別紙 1 - 4 R6. 6. 1 版 : 別紙 1 - 4 - 2 備考 | 備考 3 及び 4 として、それぞれ以下を追加。 ・ 3 「同一建物減算 (同一敷地内建物等に居住する者への提供 90% 以上)」については、判定結果がわかる書類 (「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」 (別紙 10) 又はこれに準じた計算書等) を添付してください。 ・ 4 「口腔連携強化加算」については、「口腔連携強化加算に関する届出書」 (別紙 11) を添付してください。 |
| 3 | 別紙 10 2. 判定結果 (※ 2) | 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分) 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号) (抄)」の (抄) を削除。 |
| 4 | 別紙 10 備考 | 以下文言を追加。 ・指定相当訪問型サービス事業所が本様式を利用する場合には、「①判定期間に指定訪問介護を提供した利用者の総数 (要支援者は含めない)」を「①判定期間に指定相当訪問型サービスを提供した利用者の総数」に |

| | | |
|---|------------------------------------|--|
| | | 読み替えてください。なお、この場合の利用者には、一体的に提供している指定訪問介護の利用者は含みません。 |
| 5 | 別紙 11 3 施設種別 | 以下を追加。 □7 訪問型サービス事業所 |
| 6 | 別紙 12 1. 認知症専門ケア加算（Ⅰ）に係る届出内容（1） | 注意事項として、以下文言を追加。 注 届出日の属する月の前3月間のうち、いずれかの月の利用実人員数又は利用延人員数で算定。 |
| 7 | 別紙 12 2. 認知症専門ケア加算（Ⅱ）に係る届出内容（2） | 注意事項として、以下文言を追加。 注 届出日の属する月の前3月間のうち、いずれかの月の利用実人員数又は利用延人員数で算定。 |

対象資料 8 : I 介護報酬改定関係資料 資料 7 ① 介護給付費請求書等の記載要領について (R6. 4. 1)
介護給付費請求書等の記載要領について (R6. 6. 1)

| No. | ページ | 修正内容 |
|-----|--|--|
| 1 | R6. 4. 1 版 : 21 ページ R6. 6. 1 版 : 20 ページ ウ 単位数 | 記載を省略するケースとして、以下の文言を追加。 ・小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護における過少サービスに対する減算 ・看護小規模多機能型居宅介護におけるサテライト体制未整備減算 |
| 2 | R6. 4. 1 版 : 23 ページ R6. 6. 1 版 : 23 ページ オ サービス単位数 | 以下の文言を追加。 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護における過少サービスを行う場合、対象となるサービスコードの所定単位数の合計に所定の率を乗じた結果(小数点以下四捨五入)を記載すること。 看護小規模多機能型居宅介護におけるサテライト体制が未整備の場合、対象となるサービスコードの所定単位数の合計に所定の率を乗じた結果(小数点以下四捨五入)を記載すること。 |
| 3 | R6. 4. 1 版 : 26 ページ R6. 6. 1 版 : 25~26 ページ キ 公費対象単位数 | 以下の文言を追加。 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護における過少サービスを行う場合、対象となるサービスコードの所定単位数の合計に所定の率を乗じた結果(小数点以下四捨五入)を記載すること。 看護小規模多機能型居宅介護におけるサテライト体制が未整備の場合、対象となるサービスコードの所定単位数の合計に所定の率を乗じた結果(小数点以下四捨五入)を記載すること。 |
| 4 | R6. 4. 1 版 : 30 ページ R6. 6. 1 版 : 29 ページ ウ 単位数 | 記載を省略するケースとして、以下の文言を追加。 ・小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護における過少サービスに対する減算 ・看護小規模多機能型居宅介護におけるサテライト体制未整備減算 |
| 5 | R6. 4. 1 版 : 31 ページ R6. 6. 1 版 : 30~31 ページ オ サービス単位数 | 以下の文言を追加。 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護における過少サービスを行う場合、対象となるサービスコードの所定単位数の合計に所定の率を乗じた結果(小数点以下四捨五入)を記載すること。 看護小規模多機能型居宅介護におけるサテライト体制が未整備の場合 |

| | | |
|---|---|--|
| | | 合、対象となるサービスコードの所定単位数の合計に所定の率を乗じた結果（小数点以下四捨五入）を記載すること。 |
| 6 | R6.4.1版：32 ページ R6.6.1版：32 ページ キ 公費対象単位数 | 以下の文言を追加。 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護における過少サービスを行う場合、対象となるサービスコードの所定単位数の合計に所定の率を乗じた結果（小数点以下四捨五入）を記載すること。 看護小規模多機能型居宅介護におけるサテライト体制が未整備の場合、対象となるサービスコードの所定単位数の合計に所定の率を乗じた結果（小数点以下四捨五入）を記載すること。 |

対象資料 9：Ⅱ 介護予防・日常生活支援総合事業等関係資料 資料 4

介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表 (R6.4.1)

介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表 (R6.6.1)

| No. | ページ | 訂正前 | 訂正後 |
|-----|--|--|---|
| 1 | [脚注] 1. 単位数算定記号の説明 | +〇〇単位⇒ 所定単位数 + 〇 〇単位 -〇〇単位⇒ 所定単位数 - 〇 〇単位 ×〇〇% ⇒ 所定単位数 × 〇 〇/100 〇〇%加算⇒ 所定単位数 + 所 定単位数 × 〇〇/100 | +〇〇単位⇒ 所定単位数 + 〇 〇単位 -〇〇単位⇒ 所定単位数 - 〇 〇単位 ×〇〇% ⇒ 所定単位数 × 〇 〇/100 〇〇%加算⇒ 所定単位数 + 所 定単位数 × 〇〇/100 〇〇%減算 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数 × 〇〇/100 |
| 2 | [脚注] 2. 市町村が独自に設定する 項目について サービス「訪問型サービス (独自)・通所型サービス(独 自)・介護予防ケアマネジメ ント」 項目「合成単位数」の留意点 | 国が規定する単位数を上限として、 市町村が規定する。 単位数は数字5桁以内とする。 | 国が規定する単位数を勘案して、 市町村が規定する。 単位数は数字5桁以内とする。 |
| 3 | [脚注] 2. 市町村が独自に設定する 項目について サービス「訪問型サービス (独自/定率)・訪問型サー ビス(独自/定額)・通所型 サービス(独自/定率) ・通所型サービス(独自/定 額)・その他の生活支援サー ビス」 項目「算定単位」の留意点 | 以下のいずれかとする。 ・1回につき ・1日につき ・1月につき ・1週間につき | 以下のいずれかとする。 ・1回につき ・1日につき ・1月につき ・1週間につき ・片道につき |